

○添付書類 (1-6)

(外国格付の表示を付する取扱業者の認証申請用)

〈認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉 (添付書類 1)

- ① 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合、それらを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類) (注: 外国格付の取扱業者には、「外注管理」はありません)

〈外国格付の表示を付そうとする農林物資の種類に関する書類〉 (添付書類 2)

- ① 外国格付を行おうとする農林物資の種類
有機農産物・有機畜産物・有機加工食品 (酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。)
- ② 外国格付を行おうとする農林物資の品目
- ③ 外国格付を行おうとする農林物資の輸出先

〈当該農林物資に外国格付の表示を付そうとする事業所の名称及び所在地並びに生産及び保管に係る施設に関する書類〉 (添付書類 3)

1. 当該農林物資に外国格付の表示を付そうとする事業所の名称及び所在地

(当該の申請事業所が、既に登録認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に認証されている施設の場合で直近の年次調査等による不適合事項等々が検出されていない、または不適合事項等々が検出されたが是正の確認が完了している場合は既存の提出書類で可) (認証の技術的基準六)

(当該の申請事業所が、同時に登録認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に申請している施設の場合で書類審査及び実地検査において不適合事項等々が検出されていない、または不適合事項等々が検出されたが是正の確認が完了している場合は同時に提出している書類で可) (認証の技術的基準七)

2. 外国格付の表示を付そうとする農林物資 (以下「輸出品」という。) の受入れ及び保管のための施設

(当該の申請施設が、既に登録認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に認証されている施設の場合で直近の年次調査等による不適合事項等々が検出されていない、または不適合事項等々が検出されたが是正の確認が完了している場合は既存の提出書類で可) (認証の技術的基準六)

(当該の申請施設が、同時に登録認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に申請している施設の場合で書類審査及び実地検査において不適合事項等々が検出されていない、または不適合事項等々が検出されたが是正の確認が完了している場合は同時に提出している書類で可) (認証の技術的基準七)

- ① 以下に掲げる農林物資の種類ごとに、以下の基準に従い「輸出品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。」の要件を満たす施設であること。
 - ・有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）第 4 条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準
 - ・有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第 4 条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準
 - ・有機加工食品（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。）にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号）第 4 条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準
- ② 輸出品の受入れ及び保管のための施設の一覧及び図面（名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含）
- ③ 輸出品の受入れ及び保管のための施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ④ 輸出品の受入れ及び保管のための施設の周辺図

〈認証の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉（添付書類 4）

1. 組織の機構・運営等に関する要領（規程・手順書・組織図・名簿等）

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 輸出品の受入れ及び保管の実施方法及び外国格付の表示を付する組織及び実施方法に係る組織の運営に関する事項（外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有することが規程等に規定され、組織図で明記されていること。）
- ④ 輸出品の受入れ及び保管の実施方法及び外国格付の表示を付する組織及び実施方法を担当する者の任命・職務に関する事項

2. 輸出品の受入れ及び保管の実施方法についての規程及び手順書等

（当該の規程及び手順書等が、認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に既に認証されている規程・手順書等の場合で直近の年次調査等による不適合事項等が検出されていない、または不適合事項等が検出されたが是正の確認が完了している場合は、既存の提出書類又は他の登録認証機関との情報共有による書類で可）（認証の技術的基準六）

（当該の規程及び手順書等が、同時に認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に申請している規程・手順書等の場合で書類審査及び実地検査において不適合事項等が検出されていない、または不適合事項等が検出されたが是正の確認が完了している場合は同時に提出している書類又は他の登録認証機関との情報共有による書類で可）（認証の技術的基準七）

- ① 認証の技術的基準三の 2 に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせるにあつ

て必要な関する規程及び手順書等

- (1) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
(年間生産計画含)
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導
(注：外国格付の取扱業者には、「外注管理」はありません)

② 次に掲げる事項を含む輸出品の受入れ及び保管の実施方法に関する規程及び手順書等

- (1) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）（以下「有機食品等」という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - (2) 外国格付の表示を付する前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
 - (3) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (4) 苦情処理に関する事項
 - (5) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (6) 包装に使用する機械及び器具に関する事項
- 以上に掲げる内部規程及び手順書等（1）～（6）に従い、以下の（7）（8）を実施するために必要な規程及び手順書
- (7) 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。
 - (8) 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

3. 認証の技術的基準三の要件を確認出来る根拠書類（輸出品の受入れ及び保管を担当する者（受入保管担当者、受入保管責任者）の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等）

（当該の輸出品の受入れ及び保管を担当する者が、直近の ASAC 又は他の登録認証機関の年次調査等による不適合事項等が検出されていない、または不適合事項等が検出されたが是正の確認が完了している場合は、既存の提出書類又は他の登録認証機関との情報共有による書類で可）（認証の技術的基準六）

（当該の輸出品の受入れ及び保管を担当する者が、同時に認証機関 ASAC 又は他の登録認証機関に申請している場合で書類審査及び実地検査において不適合事項等が検出されていない、または不適合事項等が検出されたが是正の確認が完了している場合は同時に提出している書類又は他の登録認証機関との情報共有による書類で可）（認証の技術的基準七）

4. 外国格付の表示を付する組織及び実施方法についての規程及び手順書等

① 外国格付の表示を付する組織

外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を

有することが規程等に規定され、組織図で明記されていること。

③ 外国格付の表示の実施方法に関する規程及び手順書等

(1) 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下「外国格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 外国格付の表示に関する事項

以下に掲げる表示見本を含む。

外国格付の表示、名称表示、並びに認証機関名・認証番号の取り扱いに関する事項（製品の包装デザイン・表示（外国格付・有機等の名称・認証機関名・認証番号）の見本（生鮮食品にあっては、生鮮食品品質表示基準に基づく表示見本、加工食品（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）にあっては加工食品品質表示基準に基づく表示見本含）

イ 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

ウ 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ 外国格付の表示に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（外国格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）

オ 外国格付の表示の実施状況についての登録認証機関 ASAC による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 上記 (1) に規定した外国格付規程に従い外国格付及び外国格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められるために必要な事項

5. 認証の技術的基準五の要件を確認出来る根拠書類(外国格付の表示を担当する者の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となる書類〉(添付書類 5)

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
 - ② 資材等の仕入先のリスト
 - ③ 製品の販売先のリスト
 - ④ 輸出先の国のリスト
- 等

〈JAS 法施行規則第四十八条及び本会認証業務規程に基づく書類〉(添付書類 6)

- ① 本会認証業務規程第 23 条に基づく認証契約書
- ② 本会認証業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準六

〈現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い〉

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下「取扱業者等」という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下「有機農産物等の認証」という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次に掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1830 号）一から三まで

2 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1832 号）一から三まで

3 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 25 号）一から三まで

4 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。）についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 26 号）一から三まで

5 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 27 号）一から三まで

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準七

〈同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い〉

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であつて、六の 1 から 5 までに掲げるいずれかの有機農産物等（有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証）の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。